

準会員規約

■第1条 (会員規約)

この会員規約は、特定非営利活動法人長野県 NPO センター(以下「センター」といいます)の準会員についてその種類及び運営形態を規定したものです。

■第2条 (会員)

センターの定める準会員とは、本規約を承諾の上、センターが指定する会員登録手続きを行い、センターが承諾した個人や法人及び各種団体とします。

- 2 会員種別は個人会員、団体会員、賛助会員の3種とします。
- 3 会員の種別は入会時にご指定ください。
- 4 個人会員は 5,000 円、団体会員は 10,000 円、賛助会員は一口 30,000 円(一口以上)を、年会費としてセンターの事業年度開始時に速やかにお納めください。

■第3条 (目的)

センターの準会員は、センターの活動を支援し、センターや準会員が持つ様々な情報を会員相互が共有することによって、センターが目指す「NPO が活動しやすい市民社会の構築」を連携、協働にて実現することを目的とします。

■第4条 (事務局)

会員組織の事務局は、センターに置くものとし、事務局は会員から問合せがあった場合の対応、苦情処理等にあたるものとします。

■第5条 (提供サービス)

センターの準会員は、下記のサービスを受けることが出来ます。

- (1) 情報誌『Uhta(ウータ)』をお送りいたします
- (2) F A X ・電子メール通信を適宜お送りいたします
- (3) センターのメーリングリストをご活用いただけます
- (4) 当センター主催の有料事業に会員価格でご参加いただけます
- (5) 運営に関する様々な相談等に対応いたします

■第6条 (確認・変更・退会)

会員の住所変更および退会の手続きは、センターが提供する書面にて行っていただきます。その他ご登録いただいた個人情報のご確認につきましては、事業年度開始時に郵送にて行います。

なお、会員が下記の事項に該当する場合、予告なしに退会手続きをとらせていただく場合があります。

- (1) 2年間にわたり、年会費が支払われない場合
- (2) 送付物や電子メールが宛先不明で発信者に戻った場合
- (3) その他会員組織の運営に支障があると事務局が判断した場合

■第7条 (個人情報)

センターは会員の個人情報については機密保持を厳守します。

■第8条 (本規約の変更)

センターが本規約を変更する場合は、郵送物によりご案内をお送りいたします。

この文書の最終更新日は2009年9月7日です。